

中川事務所新聞

第38号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【計算書類】

会社法上の計算書類（決算書）とは次の4種類です。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

このうち、上から3種類については決算作業を通して会計ソフトによって自動的に作成されます。しかし、個別注記表は自ら作成しなければなりません。

資金調達時など自社の計算書類が外部の目に触れることは結構あるものです。法定書類をきちんと揃えることによって、形式面による信用失墜だけは避けましょう。

【新しい中小企業金融】

経済産業省から標記の研究報告書が公表されました。（<http://www.meti.go.jp/press/2006/0725004/20060725004.html>）

詳細は個別に解説させていただきますが、中小企業の資金調達のこれからのトレンドが記されているので、一度目を通してみることをお勧めします。



【兵庫県での紙による入札が一部廃止へ】

H18. 10月～H19. 3月

3000万円以上の建設工事と全ての業務委託

H19. 4月～

1000万円以上の建設工事と全ての業務委託

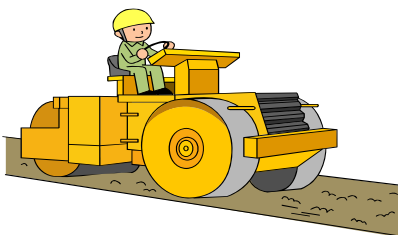
以上の案件において紙入札が廃止され、全て電子入札になります。入札参加に必要なICカードの準備をお忘れなく。

【8月の事務予定】

- ・個人消費税中間申告&納税
- ・個人市民税第2期分納付
- ・個人事業税第1期分納付
- ・4月決算建設業決算変更届
- ・6月決算法人確定申告&納税
- ・12月決算法人中間申告&納税

知ってお得！？法律雑学

Q. 市道を歩いていたら穴に足をとられて骨折しました。誰に文句を言ったらいいのでしょうか？



A. 道路を管理する者には、一般の交通に支障を及ぼさな

いようにする義務があります。市道の場合には市長にその責任があるということになり、この場合は、市長に対して治療費、慰謝料、休業補償等を損害賠償することが可能です。

道路管理者の責任は、管理に多大な費用がかかる、予算がない、関係法令を守っているとといったことで免責されることはないといわれています。

もしあなたが車やバイクで穴に車輪を取られ、怪我をした場合でも同様です。ただしこのとき、速度違反や前方不注意などを犯していると、過失割合で賠償額が減額されることもあります。

道路の穴以外でも、段差や路上の放置物、蓋の無い側溝、証明設備や道路標識の不備などでも、管理者の責任を問うことが可能です。

経営談義

【グアムの大阪商人】

二家族9人でグアムのホテルロードを歩いていると、ある店の前で声をかけられた。外観は古めかしく、中も綺麗とはいえない小さな店で、店員は日本人のおばちゃんだった。店の中を物色していると、値札には〇〇店では〇円と比較広告を掲げていた。おばちゃん曰く「安さではどこにも負けない」ということらしい。

時間が早かったので先に食事を済ませることにし、適当な店がないか尋ねると、提携しているレストランを紹介され、その店の人が迎えに来てくれた。一人\$10のバイキングで、質・量共に大変満足できるものだった。

食事が終わって適当な店に

移動しようとしたが、あいにく車が出計らっていた。入口近くで待っていると、見知らぬおじさんが送ってくれるという。せっかくなので乗せてもらい、目当てのショッピングセンターに送ってもらうことに。車中で話をしていると、その人は何と先ほどの店のオーナーだった。



おじさんによると、自店は無借金の健全経営で、現金仕入をしていると、破格の案件が持ち込まれることが多いらしい。それに比べ他の華やかなショッピングセンターはどこも皆大変だということだ。

おじさんは他店の価格などはつぶさに調査して回っているということだった。

目的地に到着し、車を降りようとしたら、ここから私たちのホテルまで遠いので、電話で迎えに来てくれるという。それから2時間後、おじさんに電話すると本当に迎えに来てくれた。途中で予めチェックしておいた品物をおじさんの店で購入し、子供たちにはおばちゃんからのお土産も頂いて、他の日本人客と共に無事ホテルまで送ってもらった。

旅行中だったので私からは込み入った話はしなかったのですが、おじさんの話と行動から商売の本質のようなものを感じた次第です。



上にも書いたように、家族旅行でグアムに行ってきた。弟家族も合わせて総勢9名でした。コツコツ貯めた5百円玉貯金が元手だったのですが、子供たちも大喜びで頑張って貯金した甲斐がありました。八月第一週目の週末は所要で小豆島へ、第二週目は盆休みで家島に帰ります。今年の夏は島で過ごす機会が多くなっています。自然を満喫できていいのですが、OnとOffの切替に苦労しそうです。

あとがき

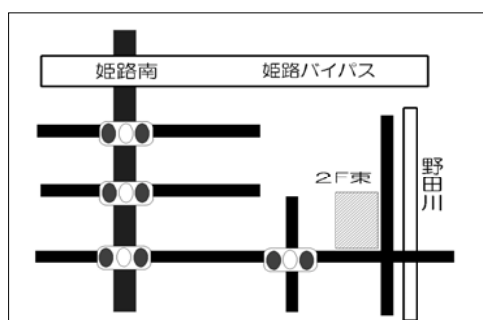
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp